

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 4 日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

改正トラック法に係るアンケートについて【協力依頼】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課を通じて、改正トラック法に係る「適正原価の設定に向けた有識者検討会」にあたってのアンケートについて、別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせします。

(別添)

関係団体各位

国交省、経産省、農水省で取り組んでいるトラック適正化2法に基づく適正原価制度の検討にあたって、荷主業界に関係する事業者の皆様へのアンケート協力のお願いをさせていただきます。(アンケートフォーム、締切は下記に記させていただきます。)

ご多忙のところ恐縮ですが、会員・関連事業者様への御周知のほど、何卒よろしくお願いいたします。

令和7年6月に成立・公布した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和7年法律第60号)」(改正トラック法)により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から3年以内(令和10年6月まで)に施行することとされています。

今般、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」において、「適正原価」の適切な設定に向けた方向性や論点について議論を行うこととなり、7月17日に第1回検討会が開催されました。

※[物流：適正原価の設定に向けた有識者検討会 - 国土交通省](#)

今後の開催される第2、3回の有識者検討会においては、実際に適正原価で運行契約を行う立場としての荷主側の意見や専門委員の意見を聞き、審議を行う予定です。

そのため、検討会を開催するにあたり、各荷主業界の実態や適正原価に関する課題や御意見を事前に把握したく、別紙の「03_業界団体ヒアリング事項」に記載の事項を中心に御意見をお寄せいただけますと幸いです。

回答フォーム：[トラック適正化2法に基づく適正原価制度検討に係るアンケートフォーム](#)

締切(ご協力いただける場合)：8月24日(月)18時まで

貴団体におかれましては、各会員・関連事業者様へ周知をお願いできますと幸いです。

この際、貴団体として御意見を提出いただく形でも、各会員事業者から個別に意見を提出いただく形でも問題ございません。